

主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）について（堺市版）

- 基幹相談支援センターの委託、児童発達支援センターと一体的に運営している又は地域の相談支援の中核を担う機関として堺市が認める場合。
- 相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置。
- 当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていること。

「中核を担う機関」とは

下記の内、いずれかを満たすもの。

- ① 発達障害者支援センター、地域活動支援センター、地域包括支援センター、障害児等療育支援事業が併設されており、相談支援の視点から適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていること。
- ② 国または大阪府の主催する相談支援に関する会議へ現に参画していること。
- ③ 堺市障害者施策推進協議会の委員（臨時委員を含む。）として現に選任されていること。
- ④ 堺市障害者自立支援協議会の委員、または区障害者自立支援協議会の運営委員として現に参画していること。
- ⑤ （国）相談支援従事者指導者養成研修を修了している、または相談支援従事者研修における講師、演習リーダー（コース別研修を含む。）に、申請する年度またはその前年度中に従事していること。

※②～⑤については、依頼文や修了証等にて確認する。

要件

- ① 利用者に関する情報又はサービスの提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を開催している。

[サービス課] 自事業所で実施する会議の定期的な開催 ※定期的とは月1回程度

- ② 新規に採用したすべての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修を実施している。

[サービス課] 同義 対象者がいる場合のみ。

- ③ 当該相談支援事業所のすべての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上を目的として主任相談支援専門員が指導、助言を行っている。

[サービス課] 同義 会議・電話・メール等手段は問わない。

- ④ 基幹相談支援センター等が実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等を基幹相談支援センター等の職員と共同で実施している。

- ⑤ 他の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び一般相談支援事業所の従業員に対して上記①～③に該当する業務を実施している。

[サービス課要領]

・①～⑤すべて有の場合は算定可能。

・自事業所での実施が困難と判断される場合、④、⑤が有であれば算定可能。

[障害施策推進課所管の対象業務（④）]

新任相談支援専門員のための連続勉強会（講師）、相談支援従事者研修（堺市内におけるインターバル）への出務、区障害者自立支援協議会（運営会議）への参加。

[その他の対象業務（④）]

指定相談支援連絡会への参画（事例検討会等）、重層的支援体制整備事業による多機関協働事業への参画、その他事例検討等（要相談）。

①～⑤については、記録が必要。（5年保存）

日時、参加者、内容が明記されていること。④については依頼文やレジュメ、資料等があれば可。

主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）について（堺市版）

- 相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置。
- 当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていること。

要件

① 利用者に関する情報又はサービスの提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を開催している。

[サービス課] 自事業所で実施する会議の定期的な開催 ※定期的とは月1回程度

② 新規に採用したすべての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修を実施している。

[サービス課] 同義 対象者がいる場合のみ。

③ 当該相談支援事業所のすべての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上を目的として主任相談支援専門員が指導、助言を行っている。

[サービス課] 同義 会議・電話・メール等手段は問わない。

④ 基幹相談支援センター等が実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等について協力している。

⑤ 他の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び一般相談支援事業所の従業員に対して上記①～③に該当する業務を実施している。

(任意。ただし、自事業所に他の職員が配置されていない等、①～③を自事業所で実施することが困難な場合は必須。)

[サービス課要領]

・①～④すべて有の場合は算定可能。

・自事業所での実施が困難と判断される場合、④、⑤が有であれば算定可能。

[障害施策推進課所管の対象業務（④）]

新任相談支援専門員のための連続勉強会（講師、サポーター）、相談支援従事者研修（堺市内におけるインターバル）への出務、区障害者自立支援協議会（定例会）への参加（事例検討を含む）。

[その他の対象業務（④）]

指定相談支援連絡会への参画・参加（事例検討会等）、重層的支援体制整備事業による多機関協働事業への参画、その他事例検討等（要相談）。

①～⑤については、記録が必要。（5年保存）

日時、参加者、内容が明記されていること。④については依頼文やレジュメ、資料等があれば可。